

## 危険排除（拡散防止）活動における警察機関への照会結果

## ○ 警察から消防へ配慮いただきたい事項等

- 1 110番映像通報システム（※）の活用により、現場到着初期の漏えい、拡散状況、被害状況等を警察に送信し、共有することも可能である。

※ 110番通報者（スマートフォン）にワンタイム URL を送信し、映像送信を依頼。通報者から送信された映像は原則7日間自動保存される。R4.10から運用中

- 2 むやみに人が近づかないようマーキングするなど原因となる物質がある箇所を明確にする。
- 3 現場の現状維持は、捜査上非常に重要であることを念頭に、むやみに現場の物に触れない、移動させない。
- 4 後の捜査に資するため、現場に入った消防職員を明確に把握しておく。
- 5 現場に持ち込んだ物（検知に必要な消耗品を含む。）は原則回収し、放置しない。
- 6 採取した試料の検知結果を警察と共有する。
- 7 警察の現場到着前に、やむを得ず拡散防止措置又は除染を行うときは証拠品提出用としてサンプルを採取するとともにその旨を警察に連絡する。
- 8 活動終了時に上記事項の詳細な引継ぎを行う。